

取手市告示第262号

取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月30日

取手市長 中 村 修

取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気・ガス料金等を含む物価の高騰が続く中、経常的な運営経費が増加する高齢者福祉施設等に対し、運営経費の負担軽減を図り、質の高いサービス等の安定的な供給を維持するため、予算の範囲内において取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、取手市補助金等交付規則（昭和43年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）において使用する用語の例による。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、令

和8年4月1日時点において、次に掲げる施設（取手市内に所在するものに限る。以下「施設」という。）を運営する事業者とする。ただし、第7号、第10号及び第11号に掲げる施設にあっては、同日から同年6月30日までの期間において、サービス等（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護，同条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）を提供した実績があるものに限る。

- （1）介護老人福祉施設
- （2）介護老人保健施設
- （3）介護医療院
- （4）認知症対応型共同生活介護事業所
- （5）通所介護事業所
- （6）地域密着型通所介護事業所
- （7）通所リハビリテーション事業所
- （8）訪問介護事業所
- （9）訪問入浴介護事業所
- （10）訪問看護事業所
- （11）訪問リハビリテーション事業所
- （12）居宅介護支援事業所

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、交付対象者が運営する一の施設につき、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に定める額とする。

2 支援金の交付は、1交付対象者に対して1回に限るものとし、同一の交付対象者が複数の施設を運営する場合においても同様とする。

（支援金の交付申請）

第5条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に、市長が必要と認める書類を添えて、令和8年11月30日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定及び交付金額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、
適当と認めるときは、支援金の交付及びその額を決定し、取手市高齢者福祉施設等
物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付金額確定通知書（様式第2号）により申
請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要に応じて条件を付す
ことができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不適當と認めるときは、
理由を付してその旨を申請者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第7条 前条第1項の規定による決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」とい
う。）は、支援金の交付を受けようとするときは、取手市高齢者福祉施設等物価高騰
対策支援金交付請求書（様式第3号）により、市長に支援金の交付を請求しなけれ
ばならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、
支援金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援
金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(支援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当
該取消しに係る部分について既に支援金が交付されているときは、期限を定めてそ
の返還を命ずるものとする。

(証拠書類の保存)

第10条 補助事業者は、支援金の交付に係る関係書類を、支援金の交付を受けた日
の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条第1項の規定により支援金の交付の決定を受けた者に係る第8条に規定する支援金の交付決定の取消し、第9条に規定する支援金の返還及び第10条に規定する証拠書類の保存については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区 分	支援金の額
介護老人福祉施設	5 0 万円
介護老人保健施設	
介護医療院	
認知症対応型共同生活介護事業所	3 0 万円
通所介護事業所	1 5 万円
地域密着型通所介護事業所	
通所リハビリテーション事業所	
訪問介護事業所	1 0 万円
訪問入浴介護事業所	
訪問看護事業所	
訪問リハビリテーション事業所	
居宅介護支援事業所	5 万円

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

取手市長

殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

担 当 者

連 絡 先

取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付申請書

取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を受けたいので、取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 支援金交付申請額 金 円

2 交付対象施設一覧

施設種別	施設名称

※ 裏面の注意事項を確認の上、記載すること。

(裏面)

注意事項

- 1 施設名称欄には、支援金交付対象となる全ての施設の名称を記載すること。
- 2 施設種別欄には、第3条各号に定める種別（介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，認知症対応型共同生活介護事業所，通所介護事業所，地域密着型通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所，訪問介護事業所，訪問入浴介護事業所，訪問看護事業所，訪問リハビリテーション事業所，居宅介護支援事業所）を記載すること。
- 3 第3条第7号，第10号及び第11号に掲げる施設にあっては，令和8年4月1日から同年6月30日までの期間中に，当該施設でサービス等を提供した実績があることを確認できる書類を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

取 発第 号
年 月 日

様

取手市長

取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金
交付決定通知書 兼 交付金額確定通知書

年 月 日付けで申請のありました取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付することを決定し、及び交付金額を確定しましたので、取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 支援金交付決定額（確定額） 円

2 交付の条件

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

取手市長 殿

所在地

名称

代表者氏名

担当者

連絡先

取手市高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金交付請求書

年 月 日付けで交付決定及び交付金額の確定がありました取手市
高齢者福祉施設等物価高騰対策支援金について、取手市高齢者福祉施設等物価高騰対
策支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 支援金交付請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 本・支店							
口座番号	普通・当座							
口座名義人	フリガナ							
	氏名							